事　務　連　絡
令和８年５月１８日

三重県土地家屋調査士会
会長　川　井　一　浩　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　古　和　謙　一
（公印省略）

筆界特定事件における標準処理期間の変更について

平素は、法務行政の運営に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局における筆界特定事件は、標準処理期間を６か月として、制度開始から本年４月３０日までに２３３申請４３８手続の処理を完了しているところですが、事件全体の動向を見ると、申請から処理完了までに６か月以上を要した事件が少なくない状況にあります。

筆界特定事件処理については、名古屋法務局管区内において申請から１年以上を経過する長期未済事件が高い割合で推移していた状況を踏まえ、名古屋法務局管区内総括表示登記専門官事務打合せ会において、長期未済事件に対する取組について協議を行い、処理工程における問題点等を確認するとともに事件の検討に要する期間等について協議した結果、標準処理期間を９か月とし、処理期間を遵守することにより、新たな長期未済事件を発生させない方向性を決定しました。

つきましては、本年６月１日受付分から当局の筆界特定申請の標準処理期間を「６か月」から「９か月」に変更することとしましたので、御理解いただくとともに、この旨貴会会員に周知していただくよう、お願い申し上げます。